

漁業経済学会短信

No. 37
82. 5

目次	
第二九回漁業経済学会大会のお知らせ	高山隆三①
「漁場利用の経済的諸問題」——問題設定と総括に関して——	米田一二三②
岸域における漁場利用の構造について	浦城晋一④
日本養殖業の諸問題	堀口健治⑦
漁場利用の地代論的アプローチ	

第二九回大会案内特集

第二九回大会シンポジウム

「漁業利用の経済的諸問題」

「漁場利用の経済的諸問題」

——課題設定と総括に関して——

高山隆三

第二七回大会で「漁場利用の経済的諸問題」が共通課題に設定され、本年はその第三回目にあたり、一おうの総括が意図されている。もとより、この課題は容易に総括しうる性格のものではない。しかし、第二七回、第二八回の大会報告及び討論を通じて、いま一度「漁場利用の経済的諸問題」という課題設定の意味がどこにあったのかという点について確定しておく必要があると思われるのである。

この課題設定の背後には、七〇年代における「二〇〇海里」体制という海洋秩序の再編

成と第一次石油危機のインパクトが改めて、戦後日本漁業の発展条件とは何であったかを把え直すことをわれわれに促したということがあったことについては大きな異論はないものといえよう。そこに第二二回、二三大会において「漁業成長のメカニズム」を共通課題として設定した意図があったのであり、特に第二二回大会においては、成長の基軸を戦後日本資本主義の高度成長の総体との関連での「魚価高騰」に据えた論理によって説明する試みが果たされたのである。この論理自身については、大会討論において異論が提出され、小野征一郎氏によって批判が加えられているところであるが、「漁業経済研究の課題」「漁業経済研究」第二三巻第三・四合併号、問

題は、戦後日本漁業の発展が「魚価」の相対的騰貴に依存したというのか、また水産物市場の拡大をどのように把握するのかについての論理的、実証的検討を要請することになり、その後の大会では「水産物流通の諸問題」「水産物の需要・消費問題」が共通課題として設定されることになったのである。これらの研究の蓄積をさらに「漁場利用の経済的諸問題」にいかに関連して発展させていくかは一つの課題というべきであった。

「漁場利用の経済的諸問題」においては、漁業生産の側面に焦点を移し、漁業生産力の「危機」の克服を意図した「漁場利用をめぐる新しい動向を漁業制度、漁協の役割などとの関連で」（学会短信No.30）検討することに課題が設定されたのである。この課題は、二〇〇海里経済水域の世界的設定——日本の遠洋漁獲量の減少——水産物国内供給量の減少・不足——「国民食料としての動物性蛋白質供給の危機」（食料危機）という筋途が現実的に否定された過程において、また「投機」によ

る水産物価格の上昇を契機とする水産物需要の減少、さらに近年の実質所得の伸び率の低下、あるいは減少傾向による水産物価格の低迷——第二次石油危機を通じての石油価格の騰貴——漁業経費の高騰——経営の合理化の過程において「資源管理型漁業」論が展開されたことに関連をもつものであった。即ち、

「経営の合理化」の一型態として「資源管理」が改めて問題となったところに、漁業の産業的特性が見出されるとしても、「資源管理型漁業」が、漁業制度改革後の日本の漁業制度の改変を必至とするのか否か、いゝかえれば漁業制度が「合理的経営」の展開に対する制約条件として矛盾をどのように異質してきたのかという視点からの戦後日本漁業の発展の総体に対する検討が共通課題の根底にはあったのである。

第二七回、八回の両大会における報告、討論は「沿岸漁業と漁業権制度」に集中されてきており、許可制度は射程外に置かれてきた。この点については、学会短信No35において倉田氏も指摘しているところであるが、漁場利用の経済的諸問題を沿岸漁場利用に焦点をあてるとしても、その沿岸漁場利用を日本漁業の全体の中でどのように位置づけるのか、即ち、沿岸漁業、沿岸漁場利用を中核として今

後の日本漁業の展開を展望しようとするのか、あるいは、沖合、遠洋漁業、さらには輸入水産物を考慮して、水産物総供給を考える中で沿岸漁業の一定の位置づけを明確にしようとするのが、問題として残されているところであらう。

さらに、沿岸漁業のうち漁業権漁業に限ったとしても、その発展に対して漁業権制度に基づく漁場利用がどのような制約条件を異質しているのか、について明らかにされなければならぬとしたとしても、「合理的漁場利用」をどのように理解するかが問われることになる。合理的漁場利用、さらに拡大すれば広義の資源管理の概念には、「自然の生産力の意識的、効率的利用」という意味での合理的利用と、最大の経済的収益を実現する、市場経済志向の経営的視点からの合理的利用の両義が合意されている。そして、現在の日本漁業においては後者の市場経済志向の漁場、資源利用が優越し、その側面から自然の生産力の意識的、効率的利用の組み込みがなされているとするならば、そこにおける矛盾が「漁場利用の経済的諸問題」の問題となる点であり、この点については、二回の大会においても具体的な事例報告で示されてきたとはいえ、その矛盾の多様性をどのように理論的に整理するかは、総括の一つの課題と思われるのである。

ある。このことは学会短信No33号で志村氏が「ともあれ、こうした構造的限界のしがらみの中で、漁協の漁場管理が自然の生産力を維持をはかりつつ、漁家経営の自立にじかに展望を拓いていくか……そこでは多分、……地域資源の積極的有効利用を図るといった管理ならびに生産力編成の質的転換が要請されることになる。」と同一の問題意識であるが、その場合、あらためて「自然の生産力」の経済学的な意味が問われることになるのであり、それは「剰余」、「地代」の理論的解明の問題につらなるところであり、二回の大会をへた現在、「漁場利用の経済的諸問題」の問題として総括的に検討されるべき一つの課題であると思われる。

沿岸域における

漁場利用の構造について

米田 一二三

学会のシンポジウムのテーマ「漁場利用の経済的諸問題」も今年で三回目になります。ここら辺りで一応のケリをつけては、というような簡単な問題ではないのですが、少しは包括的で、さまざまな現象を本質的なレベルで整理すると、もう少し全体像が見えてくるのではないだろうかと考えています。

沿岸漁業の問題は、小商品生産者を抜きに

して考えることはできないのですが、どうももひとつはつきりしない。資本主義の発展にともなう基本的には分解の方向をたどるということなのですが、そう直線的・徹底的に進行しているわけでもなく、常に再生産されています。この小商品生産者層の再生産構造とでもいうものを、漁場利用の面からみると、それが「漁場利用の経済的諸問題」に関して、少しは全体像が見えてくることにならないかと考えたわけです。

この課題に答えるため、三つの部分から接近したい。そのひとつは、小商品生産者が主として利用している沿岸域における漁場利用の変動要因は、漁場利用についてどんな影響を及ぼすかということ。第三は、これらの変動要因は全体として、小商品生産者がどんな過程をたどることになるのか。以上のような構成をとることにしたいと思います。

第一の部分は次のようなものです。利潤を目的とする漁場利用は、一定の利潤が期待される場が漁場として利用される。この漁場は、工場立地とは根本的に異って、生産性、商品価格を決定する意味を有するもので、利潤率を決定する最主要条件となるものである。ここに投入される漁獲努力量とは、資本とこれと合体した労働力のことであるから、漁獲努力量は、期待利潤がもたらされるかどうかにか

よって、充用、配分、流出入するという構造となっている。従って、資本制生産による漁場利用は、利潤率を基軸として、選択的であり、充用、配分、流出入という変動がみられる。

小商品生産者の主要な漁場は、すでに先取された場を継承的に利用するもので、非選択的、固定的なものである。それは所得を目的とするものであるが、そこに所得を確保する場があるからといって選択されたものではなく、所与の場に対して所得を求めるというものである。それは、資源及び自然生産力の利用について限定性のあるもので、これを利用する特定者の集団は、この限界性によって集団内での配分を行わなければならないという構造をもっている。この配分は、自由競争原理と同時に、伝統社会の枠組みなどが関与している。それは結果的に所得格差となるが、その資源利用、自然生産力利用は、一定利潤率を基軸として充用、配分、流出入するものとは異なり、一定所得水準を基軸として利用水準が決まるのではなく、所得格差の最低限の限界まで利用が及ぶという構造となっている。

第二の部分は次のようなものです。沿岸域の漁場利用は、所与の場における特定者の集団内の枠組みで利用されるという非選択的・

固定的なものであるが、さまざまな変動要因によって流動的なものである。その変動要因の主なもの、市場の拡大・変動、資源変動、技術革新、制度の改革と運用の変化、一般社会、経済の動向、などがあげられる。

市場の拡大は、何よりも自給的な漁場利用から商品生産としての漁場利用に転化する。それは、保護された漁場から自由な選択的漁場利用の契機となるが、地先漁場内での資源利用や自然生産力利用が拡大される。つまり、重層的高度利用へと向かう。

資源変動における漁場利用は、主として独占排他的利用の生成と消滅をめぐって、漁場利用の再編成をうながす。

技術革新は、漁獲強度の増強と養殖業のような独占排他的利用の増大をめぐって、限界性ある資源配分が問題となり、抑制的な側面がみられる。

漁業権制度は、基本的には所有権を基礎とする法体系の枠内であるが、漁場の利用関係が重層的で私的分割所有が不適当なものが多く、用益上において個別経済主体の自由な形式をとり、その用益について整序するものである。その行使実体は法制度の整序された枠組みの中で集団内の合意、規制に委ねられ、集団内で主としてこの制度を根拠として漁場利用配分が行われている。この制度の枠組み

は、いうまでもなく経済構造の上部構造として、外被というものに相当する。だから、経済的な運動はこの外被の枠内の限界まで行われる。制度の改革が経済的な運動の方向と一致するときは、一挙にその指向するような利用関係に変化する。

以上のような漁場利用関係を基礎として、個別小商品生産者はそれぞれの所得を確保するが、その個別の所得水準は、一般的な社会経済的な動向、特に就業機会とその所得水準をめぐって流動化し、それが漁場利用に変化をもたらすことになる。

第三の部分は次のようなものです。漁場利用の流動変化の過程は、小商品生産者にさきにもたような諸変動要因が、有機的、総合的なインパクトとして、これを契機として流動変貌する。とはいえ、それぞれの時期には、その主要因は、制度改革であったり、市場拡大であったりするものである。

これらは、集団内で所与の漁場内利用において、どれだけの就業者にどのような水準の所得をもたらすかということに帰着する。それは具体的には、自由な漁場への一部の展開、自立化、兼業化、共同経営、労働者の析出、出稼ぎ、などの変動の主要因となるものである。

第三の部分が特に説明不足のきらいがあり

ますが、ひとまず以上のような内容を考え、またできるかぎり具体的事例を想定しながら述べてみたいと考えています。また事例については、高度成長期にひき寄せてということに念頭に置きますが、本質論にふれると、やや古い時代にも及ぶと思われます。

長期的研究の成果というわけでもないので、話題提供の水準にとどまるのではないかと危惧しますが、シンボルのことですから、皆さんのコメントを期待している次第です。

日本養殖業の諸問題

(1) 漁村共同体と養殖業

——その本質と両者の関連——

浦 城 晋

わが国漁村共同体の特徴。①狩猟・漁撈型生活体系をもつ種族の行動の辺境区域（原始古代）。②その上への農耕型生活体系をもつ種族の流入と支配があり、さらに騎馬民族の手によるオリエンタル・デスポット的な支配が重ねあわされた。稲作中心の農耕型定住集団の枠組のなかへ漁民集団も組込まれた。③その後江戸明治期の沿岸漁業の成熟は定住漁村の水域テリトリーの縄張りのなかで「待期漁業」による多種多様な「多獲志向型漁法の発達」であった。

漁村共同体とは前記漁村定住集団にまつわる「役割がらみの紐帯」、「他村との紛争がらみの結束的紐帯」、「村内相互血族結婚による血縁的紐帯」、「網元と漁民との保護と隷属による紐帯」のコンプレックスのことである。この共同体が基底となつて共同態的行動や共同組織的形象がつくられ、「掟としての漁村習俗」をつくった。ただし近代の漁業の発展——沖合遠洋漁業の発達と漁村の町化——が、また商業資本の漁業への進出が、そして沿岸漁業の衰微と高い生産性への要請が、沿岸漁業を空洞化させている事例は多い。沿岸漁業の——経済高度成長過程における——衰微と空洞化は漁村共同体を解体させつつある。その崩され方の程度は漁村により千差万様であるといえる。

養殖業は一見して沿岸水域のなかにクロージド・ファージングを形成しようとしており、共同体とは対立・相克の関係にあるようにみえる。確かにそういう一面もある。しかし養殖業は、往々にして漁村共同体の解体防止ないしは新経済環境への共同体の適応的改組の方法として、注目され導入がはかられている。これは養殖業のなかに①沿岸水域を「水利用共同」の関係で集団利用を行う漁業であること、②沿岸水域の性質にもとずいた選択的立地のできる、③一定水域からの多獲性が

抜群であること、④生産過程の規則性・計画性が大であること、等と無関係でない。漁村共同体の沿岸漁業は前記の性格からして遊漁型漁民集団ではなく、多分に農業模倣的な、あるいは農業社会適応的な漁撈漁業の方向に向って成熟を進めてきたのであって、そうした沿岸漁業が更に一層の農業化を養殖業の導入しないしは開発によってはかろうとすることに不思議はなかった。

漁村共同体の沿岸漁業が現在のすべての漁業の母胎であったが、その本来の漁撈は生産手段を高次化させることによって、漁撈水域を沖合遠洋に拡大していき、共同体とは分離する方向をとった。共同体が資本調達をよくなしえている段階では、網元・船主に対する水夫群の支配と隷属の関係はあったが、資本による共同体の疎外はなかった。しかし資本の外部調達が大量となるにおよんで、また商業資本が漁村共同体と無媒介的に漁民を掌握するにおよんで、漁業の発達には共同体の解体を促進する。つまり基底としての共同体の依拠する沿岸漁業は農業的色彩をもった漁撈であって、それが衰退するとき、共同体はそれだけベザンツ的漁民の依拠するものを失って解体する。

これに対し養殖業は——その属性より——共同体に「より農業的要素を与へる」ことで、

前記の解体を防ぐ役割を持つ場合がありうる。漁村共同体が自分達の漁業を生産性と就業収容力において外圍の経済に適應していけるかどうかが基本的な点で、それが在来の漁業では困難で、しかも地先水域に養殖業の選択的立地の適水域があり、強度に集約的な漁獲努力の収容ができ、しかも経済成長に適したクオリティ・プロダクトの量産ができるような場合、養殖業は共同体の存続ないしは改組・存続の有力な方向となりうる。養殖業も資本を多用するが、「仕掛資産形態」の資本が多用されるので、「なし崩しの資本形成」ができる。以上より漁村共同体と養殖業は経済高度成長期において「適合的関連」をもつ一面がある。

(2) 養殖業の成立条件

経済高度成長過程で養殖業が発達したのは偶然ではない。経済発達が成立条件を整えたといえる。技術と価格関係が「生産額が費用額をカバーさせている」こと。ファクターとして様々な要件があげられる。

①需要曲線の右上方へのシフト。②供給曲線の左方へのシフト。①は供給曲線と均衡する価格レベルを、②は需要曲線と均衡する価格レベルを引上げる。沿岸漁獲物の中にはクオリティ・プロダクトで、「余物をもって替え難い」水族が多い。そういう水族の「発生

ないしは来遊するのを待期する漁撈」の枠組みのなかでは、漁獲努力の追加分の漁獲量は小であって、要するに供給曲線は「或る点から急に垂直化する形状」である。こうした供給構造へ①のシフトや②のシフト（沿岸漁場の荒廃等がおこると、その高価格性は漁獲努力の強化をもたらすギャザリング・コストよりも「養殖のコストのほうが安い」状態をもたらす可能性がある。経済成長による需要の高次化と沿岸漁場の悪化が養殖業成立条件である。

③高度成長がクオリティ・プロダクトの大量需要と生産手段への大量資本提供をもたらした。漁撈の対応は沖合遠洋への漁場展開と漁船・漁具の大型化・高性能化であった（カウツキーの道）。沿岸漁撈の枠組ではカウツキーの道はとれなかった。沿岸漁業では、養殖業の立地によって、水域の強度の集約利用による大量供給と資本の大量受入れができた。（ダービッドの道）。しかし沿岸漁業がダービッドの道をとるには、養殖業有力漁種とさせた充分な大量需要と大量資本提供が必要であった。

④高度成長が高次の技術的可能性をリアルイズしたこと。技術は、形質の創出パターン、あるいは自然諸力に打ちこむ情報の型のことである。養殖業の場合、漁撈のギャザリング

効率と養殖の水族養成効率——効率は労働の生産性で測られてよい——の競争であり、「養成の歩留りの高さ」をどのように低コストで（例えば安い養殖施設費や種苗調達費や養成管理費で）実現できるかに関する手続きのパターンである。それは「資本の別な表現」であって、技術の高次化とは資本構成の高次化であり、「高歩留りをもって採算基礎を確保する」技術が各養殖業が相互模倣的に展開していくには「経済Ⅱ技術」の発展とパラレルでなければならない。

養殖業と経済発展の関係は上記のとおりであるが、工業の発達よりも農業の発達とアナログにみられるべきである。

(3) 養殖業の存立・定着条件

養殖業は水域を圃場とした「農業」である。だから農業発展の属性を「身につけるか否か」が存立・定着条件となる。農業の属性には次の諸点が重要である。①「有機的小世界を構成する自然生態系のなかの生産」、②資源や資本の「利用の遊休と余地」と「リカバビリティ（再生産）の確保」、③「定常状態の積上げ」としての生産力水準。ただし近代の農業の発達過程は農業の工業化、工業化農業の展開。①・②・③・④は農業でも掘り崩されてきている。養殖業の場合、工業化農業の

段階の農業化であったから、農業の属性は——それに対する思慮を欠いたときに発生する荒廃も——充分に配慮されないことが多い。

養殖業では「水利用共同」の関係から水域利用集約化の歯止めがかり難い。集約化は養殖水域を「密殖漁場化」・「老朽漁場化」・「汚染漁場化」して養殖の本質ともいうべき「歩留り」を低め、さらにそれは不適水域の利用や設備費多用漁場の利用に展開して高コスト化を押しすすめる。さらに真珠養殖とハマチ養殖の漁場交錯はこのような「有機的小世界を構成する自然生態系」の崩壊にまでおよびことがある。水域であるが故の「行きすぎた集約化」に漁場を区画漁業制度のもとに「無地代で借地する」という土地制度に基礎があり、優等漁場で発生した差額地代第二形態的ゲインを喰い潰すことによって発生するとみてよい。環境悪化——歩留り低下——コスト危機ラインの矛盾である。

こうした集約化と産地拡大は過当競争の原凶となる。(2)で示した養殖業の成立条件は急速に喰い潰され、これまた行過ぎとなる。養殖業に適した経営の規模と形態はファミリー・ファーマー型であるが、開始は①ベザントの定住漁民の平等主義的な多数の零細経営か②網元ないしは商業者のユニカール的大経営であることが多い。それがファミリー・ファーマー

Ⅰ型に収束していく過程は過当競争による社会淘汰である。土地が無地代の借地であるため制限因子とならず、資本も「なし崩し」的資本形成」ができるので制限にならない。労働は沿岸漁撈漁業より生産性が高い限り低さに耐えうる。過当競争——価格下落——収益性低下ラインの矛盾である。

上記2ラインの矛盾は養殖業が存立・定着の必要条件である前記農業の属性の「体化」を行うことなく発達したときに発生する矛盾である。この矛盾を克服しうるか否かが、日本養殖業の存立・定着条件でなければならない。2つのラインの矛盾は盾の両面（生産力形成と価値形成）であろうが、克服の方向として示唆されるのは次の点であろう。

①養殖業者の主本をファミリー・ファーマー的存在を主とするように、モデルイットなスクラップ・アンド・ビルトを展開させること。
②漁村共同体の養殖業への過大依存の傾向に歯止めをかけること。養殖業の将来と役割を過大評価させないこと。③水域の生産力水準を定常状態の積上げとして確保していくのは「地主の職能」であるが、この場合地主は「むら」（漁協）・「行政庁」（漁業調整機構）である。その職能を果させること。④養殖業を含めた沿岸漁業にベース・メーカ機構を考案してビルト・インすること。

漁場利用の地代 論的アプローチ

堀 口 健 治

今までの漁場利用の諸問題を検討する際に皆重要だと認識しながらも、ふれなかった論点は地代論の適用である。また地代と独占とのかかりについて、自然資源を利用する漁業——養殖業を含めての——分野は理論的貢献をなしうる素材をもちながら、必らずしも学会で十分な論議をよばなかったのは、あまりにも地代論の適用を形式的に考えすぎたからではないかと考えている。所有権が成立していない——それは制度的な側面だけではなく、水界資源の流動性という資源特性の側面からいっても——場合には、資本論等の理論分野で前提する枠組みに漁業の実態が合わないことをもって、初めから理論的検討を排除してしまうことによるものである。

この点については、果敢に地代論との関連を詳細に吟味したものととして、故岡本清造氏の膨大な業績がある。ここではその業績をとりまとめる余裕はないが、ただその接近の姿勢は、地代論を適用し易いように、漁業の現実とは離れて枠組みを設定していることである。理論的検討をするための手続きとみられないこともないが、その後の現実とのつなが

りが十分に展開されていないために、「壮大なフィクション」という側面があることは否めない。が、同時に忘れてならないのは、二〇〇海里体制が固定化し、資源の占有化が国際化した現在、広い意味での地代論の適用の課題を本書が早くから指摘した功績は再評価されるべきであろう。再評価し、あらたに理論と現実との橋わたしこそが、我々の課題だと認識することである。

この点、大胆にとりくんだのが倉田亨氏（『漁業経済論』昭和三十九年）である。が、その結論は地代の不成立である。絶対地代、差額地代ともに否定である。しかも差額地代第一形態の不成立を、ミゼラブルな漁家に平均利潤をこえる利潤部分の存在がなく、そのために資本制的差額地代の存在の余地はないとする論法である。また許可漁業による制限も一時的なものとみなし、養殖漁業も（この勝点で）総漁獲量にしめる割合がきわめて低いことをもって地代論の適用を排除しているが、問題のたて方について疑問ありとせざるをえない。現実には地代部分が再分配されて多くの沿岸漁家の所得部分を形成していることと、地代の発生機構の存在とは別に理解すべきではないか。すなわち、阪本楠彦氏がその著『地代論講義』で主張しているように、差額地代の存在そのものの認識（例えば社会主

義社会下で）及びその社会的徴収が、豊度に差をもつ資源の合理的利用にむしろつながることにある。

例えば、各種養殖業における過剰漁場利用の問題は、単にそれぞれの漁場での資源の合理的利用を要請すると同時に、同一資本・同一労働・同一技術を投下してもなおその成果物に差を生じる現実——差額地代の発生——に対して地代の社会的徴収による成果の均衡化の要請と常にかかわるのではないか。放流の問題も、たえず後者の要請の検討なくして、ときあかせないことである。

こうした差額地代第一形態の問題は、単に養殖漁業にとどまらず、許可の枠内で群とした競争だが、制限された競争——例えば一定の漁場範囲内での隻数・馬力・網制限——にある許可漁業についても同様にとりあげられるべきである。許可の売買価格の存在そのものは、筆者はすでに「独占」利潤——独占にカッコをつけたのは、中小資本の競争の結果、最低利潤率以上の「独占」利潤という意味で使用しているためであるが——の元本分であることをもって、地代・利潤論との接合を図ってきたが、広い意味での地代論の適用範囲内にある。

さらに差額地代第二形態および「土地」資本——すなわち漁場改良——の領域まで、我

々はふみこむ必要がある。土地資本の問題に入るとき、初めて土地所有の成立を前提としなければならぬ。一方、土地資本——占有した場に固定される、長期回収の資本——が投下されていなければ、所有そのものの概念は成立しにくい。この点は面白い問題をもつと思われるが、漁場改良の場合、水界の移動によって、特定の限られた範囲での漁場改良投資はかなり広く拡散する性格をもつが、拡散することをもって、漁場改良のもつ効果を否定することはできない。現実に、魚礁の投入、防波柵の設置等、すすみ始めている。

のり養殖業の一部にまだ残っているように、割替制が差額地代の均衡化——地代の社会的徴収の変型した形、およびリスクの分散——に役立っている所もあるが、同時に割替制は漁場改良に向かう所か、むしろ無責任な漁場の略奪利用にもなりかねない。

漁場改良の推進は、特定漁場の特定者の特定の利用方法、及び差額地代第二形態及び土地資本利子の発生メカニズムの確認、及びその徴収のシステムの成立が、前提になければならない。

今まではその所があいまいであったため、種苗放流にしろ、国なり漁協なりといったレベルでコスト負担させることがおこった。たしかにそのコスト負担で、社会が負担する

差額地代部分を減少させ、「土地固有の代替物」として、あるいは土地所有ではない漁場の固有——現実には沿岸では漁協管理——という枠組みの上での、現実的な政策であったともいえるであろう。

第二九回漁業経済学会

大会のお知らせ

一、会場

東京水産大学

〒108 東京都港区港南町四の五の七

(道順) 国鉄品川駅東口より徒歩

十分

二、日程

五月二七日(木) 午後五時より全

国理事会

五月二八日(金) 午前六時三〇分

大講議室

一般報告

総会 午後一時〜二時

五月二九日(土) 午前九時三〇分

四三番教室

シンポジウム

「漁場利用の経済的諸問題」

三、配布資料

当日の配布資料が、例年不足しておりますので、各自七〇部ほど御用意願います。

四、大会運営

大会準備、編集担当常任理事を中心に、その他理事各位の協力をあおいで行います。

五、懇親会

五月二八日 午後六時より生協食堂で行います。

会費二、〇〇〇円

六、大会参加費

二、〇〇〇円(レジメ代を含む)

七、宿泊について

各自で確保して下さい。

八、プログラム予定

・シンポジウム・テーマ「漁場利用の経済的諸問題」

・司会 小野征一郎・広吉勝吉

・「漁場利用の経済的諸問題」——課題設定と総括に関して——高山隆三・沿岸域における漁場利用の構造について米田一二三・日本養殖業の諸問題浦城晋一・漁場利用の地代論的アプローチ堀口健治・コメンテーター倉田亨、長谷川彰、志村賢男

